

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2014 年 第 1 回 一部改正
2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 規則 第 4 号 / 達 第 3 号

2013 年 2 月 4 日 / 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2014 年 2 月 21 日 国土交通大臣 認可

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 規則 第 4 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2014 年 2 月 21 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

3 章 定義

3.2 定義

3.2.26 を次のように改める。

3.2.26 ヘリコプタ甲板

「ヘリコプタ甲板」とは、ヘリコプタの着陸場所として船上に設けられた甲板で、全ての構造，消防設備，その他ヘリコプタの安全運航に必要な設備を備えたものをいう~~ヘリコプタ着陸用又はヘリコプタからのウィンチング操作用に船上に設けられた場所をいう。ヘリコプタ着陸用のものをヘリコプタ着陸甲板といい、ヘリコプタからのウィンチング操作用のものをウィンチング甲板という。~~

18 章 ヘリコプタ施設

18.2 適用

18.2.1 を次のように改める。

18.2.1 適用

-1. 本編 4 章から 16 章の規則の要件に適合することに加えて、ヘリコプタ甲板を有する船舶は、本章の要件にも適合しなければならない。

-2. ヘリコプタがヘリコプタ甲板を有しない船舶において臨時若しくは緊急に着陸する又はウィンチング作業を行う場合には、本編 10 章の規則の要件に従って設けられた消火設備が、ヘリコプタの運航中、ヘリコプタの着陸又はウィンチング場所に近接した場所において、ただちに使用可能なものとしなければならない。

18.3 構造

18.3.1 を次のように改める。

18.3.1 鋼又はこれと同等の材料の構造

一般に、ヘリコプタ甲板構造の材料は、鋼又はこれと同等のものでなければならない。ヘリコプタ~~着陸~~甲板が甲板室又は船楼の頂部を為す場合には、「A-60」級の防熱を施さなければならない。

18.4 脱出

18.4.1 を次のように改める。

18.4.1 脱出設備

ヘリコプタ~~着陸~~甲板には、2 系統の脱出並びに消火及び救助の人員が近づくための設備を設けなければならない。これらは、実行可能な限り互いに離して配置するものとし、かつ、ヘリコプタ~~着陸~~甲板への通路に対して向かい合っていることが望ましい。

18.5 消火

18.5.1 を次のように改める。

18.5.1 消火装置

ヘリコプタ甲板に近接したヘリコプタ甲板への通路の近傍に、次に掲げる消火装置を備えなければならない。

- (1) 45kg 以上の合計容量を有する少なくとも 2 個の乾燥粉末消火器
- (2) 18kg 以上の合計容量を有する炭酸ガス消火器又はこれと同等のもの
- (3) ~~次の要件を満足する泡放射器~~

~~(a) ヘリコプタ着陸甲板にあっては、ヘリコプタを運航することができる全ての気象条件において、ヘリコプタ甲板上の全ての部分に泡を放出することができるもの泡放射器で、少なくとも 5 分間、表 R18.1 において要求される放出率で放出することができるもの。~~

~~(b) ウィンチング甲板にあっては、少なくとも直径 5m の円で囲まれる面積に対し、毎分 120l 以上の泡放出率で少なくとも 5 分間放出する能力を有するもの~~

((4)から(7)は省略)

18.6 排水施設

18.6.1 を次のように改める。

18.6.1 排水設備

ヘリコプタ~~着陸~~甲板の周辺の排水管は鋼製のものとし、他のいかなる系統（暴露甲板から船外に直接導かれる排水管を除く。）とも独立して直接船外に導くものであって、かつ、排水が船舶のいかなる区画にも流入しないように設計されたものでなければならない。

附 則（改正その 1）

- 1.** この規則は、2014 年 2 月 26 日から施行する。

9 章 火災の抑制

表 9.1 及び表 9.2 を次のように改める。

表 R9.1 隣接する場所を隔離する隔壁の保全防熱性

場所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
制御場所 (1)	A-0 ^e	A-0	A-60	A-0	A-15	A-60	A-15	A-60	A-60	*	A-60
通路 (2)		C	B-0	B-0 A-0 ^c	B-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-30
居住区域 (3)			C ^{a, b}	B-0 A-0 ^c	B-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-30
階段 (4)				B-0 A-0 ^c	B-0 A-0 ^c	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-30
火災の危険性が低い業務区域 (5)					C	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-0
A 類機関区域 (6)						*	A-0	A-0 ^g	A-60	*	A-60 ^f
その他の機関区域 (7)							A-0 ^d	A-0	A-0	*	A-0
貨物区域 (8)								*	A-0	*	A-0
火災の危険性が高い業務区域 (9)									A-0 ^d	*	A-30
開放された甲板上の場所 (10)										-	A-0
ロールオン・ロールオフ 区域及び車両積載区域 (11)											※ ^h A-30

表 R9.2 隣接する場所を隔離する甲板の保全防熱性

甲板下部の 場所 ↓	甲板上部の 場所 →	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
制御場所 (1)		A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-60
通路 (2)		A-0	*	*	A-0	*	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-30
居住区域 (3)		A-60	A-0	*	A-0	*	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-30
階段 (4)		A-0	A-0	A-0	*	A-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-30
火災の危険性が低い業務区域 (5)		A-15	A-0	A-0	A-0	*	A-60	A-0	A-0	A-0	*	A-0
A 類機関区域 (6)		A-60	A-60	A-60	A-60	A-60	*	A-60 ⁱ	A-30	A-60	*	A-60
その他の機関区域 (7)		A-15	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	*	A-0	A-0	*	A-0
貨物区域 (8)		A-60	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	*	A-0	*	A-0
火災の危険性が高い業務区域 (9)		A-60	A-0	A-0	A-0	A-0	A-60	A-0	A-0	A-0 ^d	*	A-30
開放された甲板上の場所 (10)		*	*	*	*	*	*	*	*	*	-	※ A-0
ロールオン・ロールオフ 区域及び車両積載区域 (11)		A-60	A-30	A-30	A-30	A-0	A-60	A-0	A-0	A-30	※ A-0	※ ^h A-30

注)

表 R9.1 及び表 R9.2 の該当する箇所に適用する。

- a 火災保護の IIC 方式及び IIIC 方式においては、隔壁に対する特別要件は適用しない。
- b IIIC 方式の場合、面積が 50 m² 以上となる場所又は一群の場所の間に「B-0」級の仕切りを設ける。
- c 適用を明らかにするため、9.2.3-1.及び 9.2.3-6.の規定を参照すること。
- d 隣接する場所が同一の数字の区分に属しており、かつ、表中の保全防熱性規準に d の肩文字が付されている場合には、表中に示される等級の隔壁又は甲板は、隣接区域が異なった目的に使用される場合にのみ要求される。例えば、区分 (9) の場合には、調理室に隣接する調理室には隔壁は要求されないが、塗料庫に隣接する調理室には「A-0」級の隔壁が要求される。
- e 操舵室、海図室及び無線装置のある場所相互間の隔壁は、「B-0」級とすることができる。

- f いかなる危険物も運送しない場合又は危険物が隔壁から水平距離で 3m 以上離して格納される場合には、「A-0」級とすることができる。
- g 危険物を運送する目的の貨物区域については、19.3.8 を適用する。
- h ~~ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域を分離する隔壁及び甲板は、合理的に気密に閉鎖し得るものとし、本会が合理的かつ実行可能であると認める場合には、これらの仕切りは「A」級の保全防熱性を有するものでなければならない。（削除）~~
- i 区分(7)の機関区域については、本会が火災の危険がほとんどないか又は全くないと認める場合には、防熱を要しない。
- * 表中星印が付されている場合には、仕切りは、鋼その他これと同等の材料のものであることが要求されるが、「A」級のものであることは要求されない。ただし、開放甲板を除くほか、電線、管及び通風ダクトが甲板を貫通している場合には、当該貫通部は、炎及び煙の通過を防止するよう緊密に造られなければならない。制御場所（非常用発電機室）と開放甲板との間の仕切りは、固定式ガス消火装置が設置されていない限り、閉鎖装置を有しない空気取入口を有することができる。

10 章 消火

10.5 機関区域の消火設備の配置

10.5.5 固定式局所消火装置

-3.(1)を次のように改める。

-3. 固定式局所消火装置は、機関の停止、人員の脱出又は当該区域の密閉の必要無しに、次に掲げるような場所を保護するものでなければならない。

- (1) ~~主推進及び主発電に使用される~~内燃機関の火災危険部分
- (2) ボイラ前面
- (3) 焼却炉の火災危険部分
- (4) 加熱燃料油清浄器

20 章 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

20.5 消火

20.5.1 固定式消火設備

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域であって当該貨物区域の外部から密閉することができるものには、~~次の規定による場合を除くほか、本編 25 章に規定される~~

~~設備要件に適合する固定式消火装置を設けなければならない。次のいずれかの固定式消火装置を設けなければならない。~~

- ~~(1) 本編 25 章の要件に適合する固定式ガス消火装置~~
- ~~(2) 本編 26 章の要件に適合する固定式高膨張泡消火装置~~
- ~~(3) 本編 27 章の要件に適合するロールオン・ロールオフ区域用の固定式水系消火装置であって次の-2.(1)から(4)に規定されるものを備えるもの~~
- ~~(4) 固定式炭酸ガス消火装置を設ける場合には、利用可能な炭酸ガスの量は、当該貨物区域のうち密閉し得る最大のものの総容積の少なくとも 45%に相当する量の遊離炭酸ガスを供給するために十分なものとし、また、10 分以内に当該貨物区域に対し要求される炭酸ガスの量の3分の2以上を拡散させることができるものとする。~~
- ~~(2) 前(1)と同等の保護を与えると本会が認める場合には、他の固定式ガス消火装置又は固定式高膨張泡消火装置を設けることができる。~~
- ~~(3) 代替措置として、2.の要件に適合する装置を備えることができる。~~

~~-2. 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域であって密閉し得ないものには、本編 27 章の要件に適合するロールオン・ロールオフ区域用の固定式水系消火装置を備えなければならない。当該装置は、この区域内の甲板及び車両台の全ての部分を保護するものとし、本会が適当と認める手動操作の固定式加圧水噴霧装置を備えなければならない。当該装置は、以下のものを備えなければならない。~~

- ~~(1) マニホールドの弁に取り付けられた圧力計~~
- ~~(2) 各マニホールド弁において供給される場所を示す明確な標示表示~~
- ~~(3) 弁室に設けられた、操作及び整備のための指示~~
- ~~(4) 完全な排水を確保するための十分な数の排水弁~~

25 章 固定式ガス消火装置

25.2 工学的仕様

25.2.1 総則

-1. 消火剤

(1)を次のように改める。

- (1) 消火剤を1つの区域よりも多くの区域を保護するために必要とする場合には、利用し得る消火剤の量は、保護するいずれの1つの区域に対して必要とする最大量を超える必要はない。装置には、適切な区域に消火剤を導くように、通常は閉鎖される制御弁を取り付けなければならない。独立した通風装置が備えられている隣接する区域であって「A-0」級以上の仕切りで隔離されていないものについては、同じ区域とみなす。

(3)を次のように改める。

- (3) 消火剤を格納する容器には、乗員が消火剤の量を安全に確認できる手段を設けなければならない。ただし、確認の際に容器をその固定位置から完全に移動するものであってはならない。炭酸ガス装置にあっては、容器の各列の上方に計量装置用のつり金具を備えるかその他の措置を講じなければならない。その他の種類の消火剤の場合にあっては、適切な表面指示器を使用することで差し支えない。当該容器は、転落、転倒及び衝撃を受けるおそれのないよう、かつ、再充填及び点検のため取外すことができるように格納されなければならない。

-3. 制御装置要件

(2)を次のように改める。

- (2) ロールオン・ロールオフ区域、冷凍コンテナの積載される貨物倉、戸もしくはハッチにより立ち入ることができる区域及び人が通常作業を行う又は近づき得るその他の区域には、当該区域への消火剤の放出を知らせる自動式可視可聴警報装置が設置されなければならない。可聴警報装置においては、すべての機関設備が稼動中であっても、保護される区域の全域で聞こえるように配置されなければならない。警報装置は、音圧または音のパターンを調整することにより、他の可聴警報装置と区別可能なものとしなければならない。消火剤放出始動装置の扉を開けること等で、放出操作前に警報が自動的に発せられなければならない。警報は区域から避難させるために必要な時間作動しなければならない。消火剤が放出される少なくとも 20 秒前から発せられなければならない。通常の貨物区域や、消火剤の局所での放出のみが要求される小さい区画（圧縮器室、ペイントロッカ等）では、このような警報は要求されない。

25.2.2 炭酸ガス装置

-1.を次のように改める。

- 1. 消火剤の量
- (1) 貨物区域においては、特に規定されない限り、利用可能な炭酸ガスの量は、船内の保護される最大の貨物区域の総容積の少なくとも 30%に相当する量の遊離炭酸ガスを供給するために十分なものでなければならない。
- (2) ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域においては、利用可能な炭酸ガスの量は、当該貨物区域のうち密閉し得る最大のものの総容積の少なくとも 45%に相当する量の遊離炭酸ガスを供給するために十分なものとし、10 分以内に当該貨物区域に対して要求される炭酸ガスの量の3分の2に相当する量以上を放出させることができるものとしなければならない。
- (23) 機関区域においては、備える炭酸ガスの量は、少なくとも次の容積のいずれか大きい方に相当する量の遊離炭酸ガスを供給するために十分なものでなければならない。

- (a) 保護される最大の機関区域の総容積の 40%に相当する容積。この総容積にはケーシングの水平面積が当該機関区域のタンク頂部とケーシングの最下端との中央の高さにおける水平面積の 40%以下となる高さよりも上のケーシングの容積を除く。
- (b) ケーシングを含む保護される最大の機関区域の総容積の 35%に相当する容積
- (34) 前(32)で要求される放出率は、総トン数 2,000 トン未満の貨物船においては、それぞれ 35%及び 30%まで引き下げることができる。
- (45) この規定の適用上、遊離炭酸ガスの量は、 $0.56\text{m}^3/\text{kg}$ として計算する。
- (56) 機関区域においては、固定した管系は、要求される量の 85%に相当する量の炭酸ガスを 2 分以内に機関区域の 1 つの場所に放出することができるものとしなければならない。
- (67) この規定の適用上、機関区域の 2 つ以上の場所が完全に隔離されていない場合には、それらの場所は、1 つの区域を形成するものとみなす。
- (8) コンテナ貨物区域及び一般的な貨物区域(主としてそれぞれ個別に固縛又は梱包される種々の貨物を運送するためのもの) にあつては、固定した管系は、要求される炭酸ガスの量の 3 分の 2 に相当する量以上を 10 分以内に当該区域に放出することができるものとしなければならない。固体貨物がばら積みされる貨物区域にあつては、固定した管系は、要求される炭酸ガスの量の 3 分の 2 に相当する量以上を 20 分以内に当該区域に放出することができるものとしなければならない。制御装置は、貨物倉における載荷状態に基づき、放出するガスの量を 3 分の 1、3 分の 2 又は全量に設定できるように設計しなければならない。

-2.を次のように改める。

-2. ロールオン・ロールオフ区域、冷凍コンテナの積載される貨物倉、戸もしくはハッチにより立ち入ることができる区域及び人が通常作業を行う又は近付き得るその他の区域の炭酸ガス装置の制御装置は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 保護される区域へ炭酸ガスを放出し、かつ、警報装置の作動を確保するために、2 つの独立した制御装置を備えること。1 つの制御装置については、保護される場所へ炭酸ガスを導く管系の弁を開くために用い、別の制御装置については、炭酸ガスをその貯蔵容器から放出するために用いるものとする。また、これらの制御場所は、上記の順序でのみ操作し得るよう明確な措置が講じられなければならない。
- (2) 2 つの制御装置については、特定の場所に炭酸ガスを使用するためのものであることを明らかに識別しうる放出箱内に設置すること。制御装置を納めた箱を施錠する場合には、その箱の鍵は、箱に隣接して目立つように設けられるガラス割り式の容器内に納められること。

25.2.4 を削り，25.2.5 を 25.2.4 に改める。

~~25.2.4 燃焼生成ガスを使用する装置~~

~~1. 総則~~

~~炭酸ガスあるいは 25.2.3 により認められる蒸気以外のガスが船内で造られ，消火剤として使用される場合，その装置は 2. の規定に適合しなければならない。~~

~~2. 装置の要件~~

~~(1) 生成ガスは，酸素含有量，一酸化炭素含有量，腐食性成分及び固形可燃性成分が許容量まで減量された燃料燃焼のガス状生成物としなければならない。~~

~~(2) 消火装置の容量~~

~~(a) ガスが機関区域の保護のための固定式ガス消火装置の消火剤として使用される場合には，当該ガスは，炭酸ガスを消火剤として使用する固定式消火装置の場合と同等の保護を与えるものでなければならない。~~

~~(b) ガスが貨物区域の保護のための固定式ガス消火装置の消火剤として使用される場合には，そのガスは，保護される最大の貨物区画室の総容積の少なくとも 25% に相当する量の遊離ガスを毎時かつ 72 時間継続して供給するために十分な量のものでなければならない。~~

25.2.4 を次のように改める。

25.2.45 機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式ガス消火装置

25.2.2 から及び 25.2.34 に述べられた消火装置と同等の固定式消火装置については，本会が適当と認めるところによらなければならない。

27 章 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

27.2 工学的仕様

27.2.3 として次の 1 条を加える。

27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置

ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置は，本会が適当と認めるものとしなければならない。

28 章 自動スプリンクラ装置

28.2 工学的仕様

28.2.5 装置制御要件

-2. 警報と表示

(3)を次のように改める。

- (3) スプリンクラは、天井の位置に取り付けるものとし、自動スプリンクラ装置によって保護される場所の面積 1m^2 当たりについて毎分 $5\text{L}/\text{m}^2$ 以上の平均散水率を維持し得るような適当な間隔で配置しなければならない。当該面積は、保護される場所の総水平投影面積とする。ただし、本会は、これらのスプリンクラに代えて、同等の効果があると認める他の適当な平均散水率を有するスプリンクラの使用を認めることがある。

29 章 固定式火災探知警報装置

29.2 工学的仕様

29.2.2 を次のように改める。

29.2.2 電力供給源

-1. 固定式火災探知警報装置の作動のために使用される電気機器の電源は、2組以上とし、そのうち1組は、非常電源としなければならない。給電は、この目的にのみ備える別個の給電線によって行われなければならない。当該給電線は、固定式火災探知警報装置用の制御盤内又は当該制御盤に隣接して取り付けられた自動切換スイッチに接続しなければならない。自動切換スイッチの故障によって全ての給電が喪失しないよう設計しなければならない。主及び非常用給電線は、それぞれ主及び非常配電盤から自動切換スイッチに通っていないなければならない、他の分電盤を通してはならない。

-2. 自動切替スイッチの作動又は一つの電源からの給電停止によって固定式火災探知警報装置の機能が低下してはならない。電源の一時的な喪失により機能が低下する場合は、電源が切替わる間の継続的な作動を可能とする十分な容量の電池を備えなければならない。

-~~23~~. すべての探知器が継続的に作動できるよう、十分な電力がなければならない。探知器の数の合計が100を超える場合にあっては、探知器の数は100として差し支えない。

-~~24~~. 前-1.に規定される非常電源は、蓄電池又は非常配電盤からの給電として差し支えない。当該電源は、H 編 3.3 により要求される時間において、火災探知警報装置の作動を維持するために十分であり、当該時間後においては、接続されているすべての可視可聴警報

信号を少なくとも 30 分間作動させることが可能なものでなければならない。

-5. 蓄電池から給電される場合、蓄電池は固定式火災探知警報装置の制御盤が設置される区画又は隣接する区画並びにその他非常時の使用に適した区画に設置しなければならない。蓄電池の充電装置は、完全に放電された状態から蓄電池を再充電している間も、火災探知警報装置への給電を維持できるよう十分な定格を有するものでなければならない。

29.2.5 を次のように改める。

29.2.5 装置の制御要件

-1. 可視可聴火災信号

- (1) いずれの探知器又は手動発信器が作動した場合にも、制御盤及び表示盤に可視可聴火災警報信号が発せられなければならない。2 分以内に信号が確認されない場合には、乗組員の居住区域、業務区域、制御場所及び A 類機関区域の全域に自動的に可聴警報が発せられなければならない。この警報装置は、火災探知警報装置の一部とする必要はない。
- (2) 制御盤は、船橋又は火災制御場所に配置されなければならない。
- (3) 制御盤が火災制御場所に設置される場合にも、~~あつては~~表示盤を船橋に配置しなければならない。また、貨物制御室が設けられている場合には、追加の表示盤を当該制御室に設置しなければならない。なお、表示盤は、少なくとも探知器又は手動発信器が作動している系統を表示するものでなければならない。

((4)から(9)は省略)

-2. 試験及び保守に関する適当な手引書及び備品を備えなければならない。探知器は、探知器が反応するよう設計されている火災の種類に応じて適切な機器を用い、定期的に試験されなければならない。探知器が冷蔵区画のような低温区域に設置される場合、周囲環境を考慮した試験を行わなければならない。探知器が自己診断装置を有し、探知器のヘッドが汚れやすい場所に清掃管理を適用する船舶にあっては、本会の適当と認める試験を実施することとして差し支えない。

32 章 固定式非常用消火ポンプ

32.2 工学的仕様

32.2.3 ディーゼルエンジン及び燃料油タンク

-1.を次のように改める。

-1. ディーゼルエンジンの起動

ポンプのディーゼル駆動動力源は、0℃の寒冷状態においても、手動で容易に起動することができるものでなければならない。容易な起動が確保できない場合（このことが実行不可能な場合又は一層低い温度となる可能性がある場合）、かつ、~~には、容易な起動を確保するために、~~ディーゼル駆動動力源の収容される区画が加熱されていない場合にあって

は、ディーゼルエンジンの冷却水又は潤滑油装置に本会の適当と認める電気式加熱装置を設けなければならないの設置及び維持を考慮しなければならない。手動による起動が実行不可能な場合には、本会は、他の起動手段を圧縮空気、電気又は油圧もしくは起動用カートリッジを含む他の貯蔵エネルギーを起動手段として認めることがある。これらの起動手段は、ディーゼル駆動動力源を 30 分以内に少なくとも 6 回起動させ、かつ、最初の 10 分以内に少なくとも 2 回起動させることができるものでなければならない。

34 章 固定式甲板泡装置

34.2 工学的仕様

34.2.1 総則

-3.を次のように改める。

- 1. 泡を放出するための装置は、貨物タンク頂部の甲板エリアの全域及び頂部の甲板が破損している貨物タンク内に泡を放出する能力を有するものでなければならない。
- 2. 固定式甲板泡装置は、容易にかつ迅速に操作することができるものでなければならない。
- 3. 固定式甲板泡装置は要求される放出率で作動する場合において、消火主管から、要求される圧力で要求される条数の射水が同時に得られるものとしなければならない。固定式甲板泡装置が消火主管から共通の管装置により給水される場合にあつては、当該装置に要求される作動時間と同じ時間、2 つのノズルを作動させることを可能とするために追加の泡原液を備えなければならない。船舶の全長にわたる甲板上並びに居住区域、業務区域、制御場所及び機関区域において、要求される条数の射水が同時に利用可能なものでなければならない。

34.2.2 を次のように改める。

34.2.2 各部の要件

-1. 泡溶液及び泡原液

(1) 泡溶液の供給率

- (a) 本(1)の規定は次の i)から iii)のいずれかに規定される貨物を運送するタンカーに適用する。
 - i) 承認された引火点測定器によって引火点が 60℃以下であると決定された（密閉容器試験による）原油及び石油生成品であつてレイド蒸気圧が大気圧よりも低いもの、並びにこれらと同様の火災の危険性を有する引火点が 60℃以下（密閉容器試験による）の液体製品（S 編 18 章に掲げられる貨物を含む。）であつて通常の泡消火装置が有効であるもの（1.2.1 及び 10.8

の規定による)。

ii) 承認された引火点測定器によって引火点が 60℃を超えると決定された(密閉容器試験による)石油生成品(1.2.3-2.の規定による)。

iii) S 編 17 章に掲げられる貨物であって承認された引火点測定器によって引火点が 60℃を超えると決定された(密閉容器試験による)もの(S 編 11.1.3 及び 1.2.3-2.の規定による)。

4. (b) 泡溶液の供給率は、次のうち最も大きいもの率以上としなければならない。

(4) i) 貨物タンク頂部の甲板面積の 1m² 当たり毎分 0.6l。この場合において、貨物タンク頂部の甲板面積は、船舶の最大幅に貨物タンク区域の船舶の縦方向の合計長を乗じたものとする。

(2) ii) 最大の水平断面積を有する貨物タンクの水平面積に対し 1m² 当たり毎分 6l。

(2) iii) 最大のモニターの前方にあってそのモニターによって保護される甲板面積に対し 1m² 当たり毎分 3l。ただし、いかなるモニターにあってても毎分 1,250l 以上とすること。

(2) S 編 17 章に掲げられる引火点が 60℃以下(密閉容器試験による)の貨物をばら積みで運送するタンカーにあっては、泡溶液の供給率は S 編 11.3.5 の規定に従わなければならない。

~~(3) 2. 前 1. の (1), (2) 及び (3) に定める泡溶液の供給率のうち最も大きい率を用いた場合において、固定式イナートガス装置を備えているタンカーについては少なくとも 20 分間の泡の発生、固定式イナートガス装置を備えていない又は使用することが要求されないタンカーについては少なくとも 30 分間の泡の発生を確保するために十分な泡原液が供給されなければならない。泡の膨脹率(発生した泡の容積の供給された水と泡原液との混合溶液の容積に対する比率)は、原則として 12 倍を超えてはならない。固定式甲板泡装置が本質的に低膨脹の泡を発生するものであるが膨脹率が 12 倍をわずかに超える泡を発生する場合には、利用可能な泡溶液の量は、12 倍の膨脹率の固定式甲板泡装置の場合と同様に計算する。中膨脹率の泡(膨脹率が 50 倍から 150 倍までの範囲のもの)を使用する場合には、泡の放出率及びモニターの容量は、本会の適当と認めるところによらなければならない。~~

(4) 供給される泡原液は、積載する貨物に対して適当であると本会が認めたものでなければならない。原油、石油生成品及びその他の非極性溶媒の保護には B 種の泡原液を供給し、S 編 17 章の表 17.1 に掲げる極性溶媒の保護には A 種の泡原液を供給しなければならない。供給する泡原液は、1 種類のみとし、積載し得る最大数の貨物に対して有効なものでなければならない。泡が有効でない又は泡との適合性がない貨物に対しては、本会が適当と認める追加の措置を講じなければならない。

(5) 引火点が 60℃以下の液体貨物であって通常の泡消火装置が有効でないものについては、1.2.2-2.の規定に従わなければならない。

~~2.~~ モニター及び泡放射器

~~(1) 3.~~ 固定式甲板泡装置は、モニター及び泡放射器によって泡を放出するものでなければならない。モニター及び泡放射器のプロトタイプテストを行い、生成される泡の泡膨脹及びドレン時間が前-1.(4)において決定されたものと±10%以上の差が生じないことを確保しなければならない。中膨脹率の泡(膨脹率が 21 倍から 200 倍までの範囲のもの)を使用する場合にあっては、泡の放出率及びモニターの容量は、本会の適当と認めるところによらなければならない。各モニターは、34.2.2-1.(1)及び

~~(2)~~により要求される泡溶液の供給率の少なくとも 50%に相当する供給率で泡を放出することができるものでなければならない。載貨重量 4,000 トン未満のタンカーについては、本会は、モニターの備付けを要求しない場合があるがされないが、泡放射器の備付けはが要求される。この場合において、各泡放射器の容量は、~~34.2.2-1.(1)又は(2)~~により要求される泡溶液の供給率の少なくとも 25%としなければならない。

~~4. モニターの容量は、モニターの前方にあって当該モニターによって保護される甲板面積に対し 1m²当たり少なくとも毎分 3l としなければならない。この容量は、毎分 1,250l 以上としなければならない。~~

~~(2)-5.~~泡放射器の容量は、毎分 400l 以上とし、また、無風状態における泡放射器の放出距離は、15m 以上としなければならない。

34.2.3 を次のように改める。

34.2.3 設置要件

-1. 主制御場所

この装置の主制御場所は、貨物エリアの外部の適当な場所であって、居住区域に隣接し、保護される区域内の火災の際に迅速に近づくことができ、かつ、この装置を操作することができる場所に設けなければならない。

-2. モニター

- (1) モニターの数及び位置は、**34.2.1-1.**の規定に適合するものでなければならない。
- (2) モニターからその前方の保護区域の最遠端までの距離は、無風状態におけるモニターの放出距離の 75%に相当する距離以下としなければならない。
- (3) ~~モニター及び泡放射器用ホース連結栓は、船尾楼の前端又は居住区域の前端であって貨物タンク頂部の甲板に面するものの左右両側に、モニター及び泡放射器用ホース連結栓を又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側に配置しなければならない。当該モニター及びホース連結栓は、いずれの貨物タンクよりも船尾側に配置しなければならないが、モニター及びホース連結栓の下方及び後方を互いに保護し得る場合にあつては、ポンプ室、コファダム、バラストタンク及び空所であって貨物タンクに隣接するものの上方の貨物エリア内に配置して差し支えない。~~載貨重量 4,000 トン未満のタンカーについては、泡放射器用ホース連結栓は、船尾楼の前端又は居住区域の前端であって貨物タンク頂部の甲板に面するものの左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側に、泡放射器用ホース連結栓を配置しなければならない。

-3. 泡放射器

- (1) タンカーには、少なくとも 4 組の泡放射器を備えなければならないの数は、4 組以上としなければならない。泡の主放出口の数及び配置は少なくとも 2 組の泡放射器からの泡を貨物タンク頂部の甲板区域全域に放出し得るようなものでなければならない。
- (2) 泡放射器は、消火作業における行動の自在性を確保するため及びモニターの放出する泡が及ばない場所を保護するために、備えられなければならない。

-4. 遮断弁

泡主管及び甲板泡装置の一部分である消火主管には、各モニターの位置のすぐ前方に、これらの主管の損傷部分を遮断するための弁を取り付けなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2014年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

*高速船については、1%を3%に読み替える。

10 章 消火

10.10 消防員装具

10.10.4 として次の1条を加える。

10.10.4 消防員の通信手段

消防員用持運び式無線通信装置を消火班につき少なくとも2つ備えなければならない。
なお、当該装置は、双方向通信を行うことができ、また、耐圧防爆形もしくは本質安全防
爆形のものとしなければならない。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2014年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、従前の例によることができる。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

15 章 訓練手引書及び火災制御図

15.2 総則

15.2.3 として次の 1 条を加える。

15.2.3 呼吸具の再充填装置及び予備シリンダ

訓練に使用される呼吸具のシリンダを再充填する装置又は使用されたシリンダを交換するための適切な数の予備シリンダを船上に備えなければならない。

附 則（改正その 4）

1. この規則は，2014 年 7 月 1 日から施行する。

23 章 人員の保護

23.2 工学的仕様

23.2.1 消防員装具

-2.を次のように改める。

-2. 呼吸具

- (1) 呼吸具は、本会が適当と認める型式のものとし、シリンダ内に貯蔵されている空気の容積が 1,200l 以上の自蔵圧縮空気~~作動式~~呼吸具又は 30 分以上その機能を果たし得る他の自蔵式呼吸具としなければならない。呼吸具のすべての空気シリンダは、互換性を有するものでなければならない。
- (2) 自蔵圧縮空気呼吸具は、シリンダ内の空気の量が 200l 以下に低下する前に使用者に対して警告を発する可聴警報及び可視装置もしくはその他の装置が備えられていなければならない。

附 則（改正その5）

- 1. この規則は、2014 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、2019 年 6 月 30 日までは従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 達 第 3 号

2013 年 2 月 4 日 / 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 2 月 26 日 達 第 3 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

R18 ヘリコプタ施設

R18.2 適用

R18.2.1 を次のように改める。

R18.2.1 適用

~~本章でいう「ヘリコプタ甲板」~~ヘリコプタが着陸又はウィンチング作業を行う場所に対する要件の適用に際しては，図 R18.2.1-1.，図 R18.2.1-2.，図 R18.2.1-3.及び図 R18.2.1-4.に示されたような例を原則とする。

図 R18.2.1-1.の表題を次のように改める。

図 R18.2.1-1. 船側における~~ヘリコプタ~~着陸甲板の例

(省略)

図 R18.2.1-4.の表題を次のように改める。

図 R18.2.1-4. ウィンチング~~操作するヘリコプタ~~甲板の例

(省略)

附 則（改正その 1）

1. この達は，2014 年 2 月 26 日から施行する。

R10 消火

R10.8 貨物タンクの保護

R10.8.1 を次のように改める。

R10.8.1 固定式甲板泡装置

-1. 規則 R 編 10.8.1 の適用上、固定式甲板泡装置に使用するポンプは、主消火ポンプ又は非常用消火ポンプと兼用して差し支えない。ただし、このポンプは、甲板泡装置と通常の射水に対して要求される量の水を同時に供給できるものとする。また、共通の管装置により給水する場合、モニターの使用に必要な圧力において、通常の射水が一人の人間により安全に行えることを実証すること。

~~-2. 規則 R 編 10.8.1 3. の適用上、載貨重量 4,000 トン未満のタンカーの場合には、固定式の設備に代え泡放射器としても差し支えない。ただし、各泡放射器の容量は、規則 R 編 34 章に規定される設備要件で要求される泡溶液の供給率の少なくとも 25% とすること。~~

-3. 規則 R 編 10.8.1 の適用上、貨物タンク甲板上に貨物油管等を閉囲するパイプトランクを設置する場合は、以下によること。

- (1) パイプトランクは、規則 R 編 10.9 に従って固定式消火装置で保護すること。当該消火装置は、パイプトランク外部であって、容易にアクセス可能な場所から操作可能であること。
- (2) パイプトランクは、貨物タンク甲板区域の一部分と見なす必要はない。
- (3) パイプトランク内の甲板は、規則 R 編 34.2.2-1.(1) に規定する甲板面積に含める必要はない。
- (4) パイプトランク内の照明は、規則 R 編 4.5.10(2) によること。
- (5) パイプトランクには、規則 R 編 4.5.10(3) に従って、炭化水素ガス濃度を連続して表示・監視する装置を設置すること。
- (6) パイプトランク内に弁、ポンプ又は可燃性ガスの発生源となり得るその他の機器等が設置される場合、当該場所は、上記(1)から(5)に加え、貨物ポンプ室に適用されるその他の要件を満足すること。なお、パイプ自体及びフランジについては、可燃性ガスの発生源となり得るその他の機器とみなす必要はない。

R19 危険物の運送

R19.3 特別要件

R19.3.9 を次のように改める。

R19.3.9 水噴霧装置

-1. 規則 R 編 19.3.9 にいう「承認された固定式の加圧水噴霧装置」とは、R27.2.3 の規定に適合するものという。~~R20.5.1-4.の規定に適合し、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいう。~~

~~(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づき検査又は検定に合格したもの~~

~~(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの~~

~~(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの~~

-2. 規則 R 編 19.3.9 の適当と認める他の固定式消火装置とは、R27.2.3 の規定に適合するものという。~~次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいう。~~

~~(1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づき検査又は検定に合格したもの~~

~~(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの~~

~~(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの~~

（-3.は省略）

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.5 消火

R20.5.1 固定式消火設備

-3.から-5.を削り，-6.から-10.を-3.から-7.に改める。

~~3. 規則 R 編 20.5.1 1.(2)の固定式高膨脹泡消火装置については，規則 R 編 26 章の適用可能な規定によること。~~

~~4. 規則 R 編 20.5.1 2.にいう「本会が適当と認める固定式加圧水噴霧装置」は，“Revised guidelines for the design and approval of fixed water-based fire fighting systems for ro-ro spaces and special category spaces” (MSC.1/Circ.1430)の第1項，第2項，第3項及び第4項の要件に適合すること。~~

~~5. 規則 R 編 20.5.1 2.にいう「本会が適当と認める固定式加圧水噴霧装置」は，前4.の要件に適合し，かつ，次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいう。~~

~~(1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の4第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの~~

~~(2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの~~

~~(3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの~~

-3.を次のように改める。

~~63. 規則 R 編 20.5.1-3.にいう「その他の固定式消火装置」については，“Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces” (MSC.1/Circ.1430)の第1項，第2項，第3項及び第5項の要件に適合すること。~~

-7.を次のように改める。

~~107. 同等の保護を与えると本会が認める場合，74.及び96.に規定する排水装置及び閉塞防止措置に代えて，別の措置を認めることがある。ただし，これらの措置は，消火設備が稼動する状況において，予測されるトリム及びリストの状態で，甲板上の消火水を速やかに排水し，かつ自由表面の生成を防止する能力を備えることが実証されたものとする。~~

R23 人員の保護

R23.2 工学的仕様

R23.2.1 消防員装具

-2.及び-3.を-3.及び-4.に改め、-2.として次の1項を加える。

-2. 規則 R 編 23.2.1-1.(4)にいう「防爆型」については, IEC 60079, *Electrical Apparatus for Explosive Gas Atmospheres* によること。

R25 固定式ガス消火装置

R25.2 工学的仕様

R25.2.1 総則

-5.を削り、-6.から-9.を-5.から-8.に改める。

~~-5. 規則 R 編 25.2.1-3.(2)にいう「人が通常作業を行う区域又は近づく得るその他の区域」とは、冷凍コンテナ積載場所、車両積載区域及び戸や通行用マンホールにより容易に入れるような場所をいう。~~

R25.2.2 炭酸ガス装置

-1.(1)を次のように改める。

- 1. 規則 R 編 25.2.2 に規定する炭酸ガス消火装置については、次の(1)から(3)による。
- (1) 管のサイズ及びノズルのオリフィスの径は、圧力損失計算を行い個別に決定する場合を除き、原則として以下に定めるものとする。また、放出時、炭酸ガスがノズルまで液体状態で流れ、ノズル部分での圧力が 1MPa 以上となるよう考慮されていること。
 - ~~(a) 貨物区域（ロールオン・ロールオフ区域等を除く。）にあつては、管は、呼び径 20mm 相当であること。~~
 - (ba) A 類機関区域、タンカーのポンプ室、ロールオン・ロールオフ区域等にあつては、主管の寸法は、炭酸ガス供給量に応じて表 R25.2.2-1.により定めること。オリフィスの合計面積は、所要量(kg)に 0.0313 を乗じた値(cm^2)と表 R25.2.2-1.による主管の内径断面積(cm^2)のうちいずれか小さい方の 85% を超えず、かつ、 40% 未満とならないこと。
- ((2)及び(3)は省略)

-6.を次のように改める。

- 6. 規則 R 編 25.2.2-1.(2),(56)及び(8)に規定する放出時間については、適切な計算により検証することとして差し支えない。

R25.2.5 を R25.2.4 に改める。

R25.2.4~~5~~ 機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式ガス消火装置

-1.を次のように改める。

- 1. 規則 R 編 25.2.4~~5~~に規定する「同等の固定式消火装置」については、次のいずれかの指針に従った装置とする。
 - ((1)及び(2)は省略)

R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

R27.2 工学的仕様

R27.2.3 として次の 1 条を加える。

R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置

規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは, “Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces” (MSC.1/Circ.1430) の要件に適合し, かつ, 次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R28 自動スプリンクラ装置

R28.2 工学的仕様

R28.2.5 を削る。

~~**R28.2.5 装置制御要件**~~

~~規則 R 編 28.2.5 2.(3)にいう「平均散水率」とは, 当該装置により保護される場所の水平投影面積に対するものをいう。~~

R29 固定式火災探知警報装置

R29.2 工学的仕様

R29.2.2 を削る。

~~R29.2.2 電力供給源~~

~~規則 R 編 29.2.2 の適用上、次に掲げる事項について考慮すること。~~

~~(1) 給電の連続性~~

- ~~(a) 火災探知警報装置は、自動切換スイッチの動作又は給電停止により、一時的又は恒久的な機能低下を起こすものでないこと。~~
- ~~(b) 電源の一時的な喪失により機能が低下する場合、火災探知警報装置には、電源が切替わる間の継続的な動作を可能とする十分な容量の電源を備えること。~~
- ~~(c) 自動切換スイッチへの給電回路は、1つの故障により全ての給電が喪失しないよう考慮されたものであること。~~

~~(2) 非常給電~~

~~火災探知警報装置は、以下の条件に適合する場合、蓄電池又は非常配電盤から給電することができる。~~

~~(a) 蓄電池から給電される場合は次によること。~~

- ~~i) 蓄電池は、規則 H 編 3.3.2-2.(4)に規定される時間、火災探知警報装置の監視及び警報のために必要な容量を有するものであること。~~
- ~~ii) 蓄電池の充電装置は、入力電源の復旧のため火災探知装置への給電を維持すると同時に、蓄電池へ再充電できるよう十分な定格を有するものであること。~~
- ~~iii) 蓄電池は、非常時に使用できる適切な場所に設置されること。~~

R29.2.5 を次のように改める。

R29.2.5 装置の制御要件

-1. 規則 R 編 29.2.5-1.でいう「可視可聴火災信号」については、"Code on Alerts and Indicators, 2009"（決議 A.1021(26)）を参照すること。

-2. 規則 R 編 29.2.5-2.でいう「周囲環境を考慮した試験」については、IEC60068-2-1を参照すること。

R32 固定式非常用消火ポンプ

R32.2 工学的仕様

R32.2.3 を次のように改める。

R32.2.3 ディーゼルエンジン及び燃料油タンク

- ~~1. 規則 R 編 32.2.3-1.にいう「本会が適当と認める加熱装置の設置及び維持の考慮」とは、次をいう。~~
 - ~~(1) 非常用消火ポンプ用に加熱装置を備えること~~
 - ~~(2) ディーゼル機関の冷却水又は潤滑油に電気式加熱装置を備えること~~
- ~~2. 規則 R 編 32.2.3-1.に規定する他の起動手段として、圧縮空気、蓄電池、油圧装置、起動用カートリッジ等を使用することができる。~~
3. 規則 R 編 32.2.3-2.の適用上、ガソリン機関は、持運び式非常用消火ポンプ以外の消火ポンプの駆動機関としてはならない。

R34 固定式甲板泡装置

R34.2 工学的仕様

R34.2.2 を次のように改める。

R34.2.2 各部の要件

- ~~1. 規則 R 編 34.2.2 の適用上、固定式甲板泡装置への給水を消火主管と共通とする場合、要求される泡溶液の供給時間について、モニターと同時に 2 条の射水からも泡溶液を供給できるよう、泡原液を増量すること。~~
- ~~2. 規則 R 編 34.2.2-2.にいう「本会の適当と認める泡の放出率及び容量」については、次の機関が定めた指針に従うものとする。規則 R 編 34.2.2-1.(4)に規定する「本会が適当と認める泡原液」については、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。~~
 - (1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
 - (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
 - (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの
- ~~(1) Revised guidelines for the performance and testing criteria, and surveys of foam concentrates for fixed fire-extinguishing systems (MSC.1/Circ.1312)~~
- ~~(2) Guidelines for the performance and testing criteria, and surveys of medium expansion foam concentrates for fixed fire-extinguishing systems (MSC/Circ.798)~~

R34.2.3 設置要件

-4.を削る。

~~4. 規則 R 編 34.2.3 2.(3)で要求される居住区域の左右両側に配置されるモニターは、貨物タンクより後方で、かつ、各々のモニターが他方のモニターの下方及び後方を保護し得るように配置される場合には、貨物エリア内に配置して差し支えない。~~

附 則（改正その2）

1. この達は、2014 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を 3%に読み替える。

R3 定義

R3.2 定義

R3.2.14 を次のように改める。

R3.2.14 兼用船

規則 R 編 3.2.14 の「兼用船」には、規則 C 編 ~~30.1.9~~30.1.97.1 に規定された鉱石兼油タンカー及び規則 C 編 31.8.1 に規定されたばら積兼油タンカーが含まれる。

R4 発火の危険性

R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.1 貨物タンクの隔離

-6.を次のように改める。

-6. 規則 R 編 4.5.1-4.(1)の適用上、兼用船の区画の配置及び隔離については、規則 C 編 ~~30.1.97~~ 30.1.97.1 及び ~~30.1.10~~ の鉱石兼油タンカーに対する規定並びに同規則 C 編 31.8 のばら積兼油タンカーに対する規定にも適合すること。

附 則（改正その3）

1. この達は、2014年8月26日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。